

会議議事録

会議名	第2回四国中央市景観審議会
開催日時	平成30年3月19日(月) 午後1時30分～午後3時00分
開催場所	四国中央市消防防災センター5階 501会議室
出席者	委員 8名(委員数12名のうち) 建設部長 事務局 都市計画課
傍聴者	一般 0名 報道関係者 0名
会議次第	<p>【式次第】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 委員長あいさつ 3. 議事 <ol style="list-style-type: none"> 1. 四国中央市景観計画の変更について (屋外広告物に関する規定) 4. その他 5. 閉会

【会議内容】

1. 開会	都市計画課長により開会
2. 委員長挨拶	委員長のあいさつ
3. 議事	<ol style="list-style-type: none"> 1. 四国中央市景観計画の変更について (屋外広告物に関する規定) <p>(事務局説明)</p> <p>(委員長) 本件についてご意見・ご質問はありますでしょうか。</p> <p>(委員) 屋外広告物の規制に関して罰則規定はないのでしょうか。</p> <p>(事務局) 現在行っている愛媛県屋外広告物条例には罰則規定があり、許可基準を満たしていない広告物等に対して、罰金を科すことができます。ただし、景観法では勧告までしかないので、景観条例や景観計画には罰則規定はありません。</p> <p>(委員) 今の県条例により行っている規制以上のものを、この景観計画区域内で設けるかどうかということでしょうか。</p> <p>(事務局) その通りです。そうするためには市の条例が必要だという事です。県の条例では市の景観計画区域内の屋外広告物に対する規制はできません。</p>

(委員)

市独自の条例が必要かどうかという事となると、せっかく景観計画区域内の屋外広告物に対する規制を考えるのであれば市の条例を制定し、しっかり規制した方が良いのではないかと思います。

(委員)

例として松山市の景観計画の資料がありますが、松山市は屋外広告物に関して、独自で条例を定めているのでしょうか。

(事務局)

その通りです。松山市は独自に条例を定めており、松山市屋外広告物条例により規制を行っています。他にも独自に条例を定めている市町はありますが、基本的には県の屋外広告物条例とほぼ同じ内容となっており、景観計画区域内に限って、追加で別の基準を設けています。

(委員)

内子町や愛南町はどのようになっていますか。

(事務局)

内子町は松山市と同様に町独自の条例を定めています。愛南町は独自の条例は定めておらず、県の条例により規制を行っているので、景観計画区域内で特別な基準を設けていないという事になります。

このようにやり方は色々ありますが、市としてこの景観計画区域内の屋外広告物に関して、上乘せ基準を作る方が良いのかどうかというところから考えていただきたいと思います。例えば広告物の色の規制に関しても、県の条例には規定はありませんが、市条例であれば独自に基準を設けることにより、規制することも可能になります。

(委員)

もう一度お聞きしますが、罰則に関して景観条例では建築物などは違反していても罰則などはないのですか。

(事務局)

建築物に関しては行為着手の30日前までの届出制度により誘導していきます。大きく違反している場合には勧告することはできますが、景観法には罰則の規定がないため、景観計画では強い規制はできません。

(委員長)

昨年の愛媛国体の開催時期にインターチェンジ周辺の広告物について、撤去するような指導があったと聞きましたが、これも県条例の規定によるものですか。

(事務局)

その通りです。愛媛国体の開催に合わせて県下一斉にインターチェンジ周辺の県条例に違反している屋外広告物に対して指導を行う事となりました。これ以外にも毎年区間を決めて、国道沿いの広告物に対して調査や指導を行っています。

(委員)

以前は広告物に対して申請をして、お金も払っていたように思いますが、現在はどうなっていますか。

(事務局)

今も同様の手続きを行っています。広告物の種類や大きさに応じて、市の手数料条例により金額が決められています。屋外広告物は2年更新となっていますので、その更新の際に許可手数料として納めていただい

ています。公平性の観点から、未申請の広告物に対して先程言ったような毎年の調査・指導により申請をしてもらっています。

(委員)

広告物を出す側からすると、前より良くしたいとか、他より目立つように色や光を派手にするなど、どうしてもエスカレートしていく心配があるので、個人的にはある程度規制がある方が良いでしょうと思います。

(事務局)

今の県条例では色や光の規制はできませんが、独自に条例を定めることにより規制は可能となります。特に今後、バイパスが延伸してくるとその沿道には様々な企業の進出が予想されるので、先に規制をかけておくことも考えられます。

(委員)

確認ですが、その色規制などをかける場合は市の景観条例と県の屋外広告物条例のどちらに加えることになりますか。

(事務局)

県の条例を市が手を加えることはできませんので、市が屋外広告物条例を定めて景観計画とリンクさせるか、もしくは条例は無くても景観計画に書き込むことで、強制力はありませんが、届出制度により行政指導はできるようになります。

(委員長)

この屋外広告物に関する規定が正式に決まり、運用が始まると今ある広告物にも適用され、基準に合うように改修しなくてはいけないのですか。それとも今後新たに設置される広告物だけに適用されるのですか。

(事務局)

建築物に関しては建築基準法で既存不適格という扱いとなり、そのまま使用していてもただちに違法というわけではありませんが、増築や建替え等を行う際には、法令に適合するよう建築しなければならないことになっています。屋外広告物の場合は2年毎の更新があるので、今まであったものに対して、その時に果たして基準に適合するように改修させられるかどうかは今後議論や研究の余地があると思います。新設のものに対しては当然適用できます。

(委員)

外国では街の色が統一されており、落ち着いたきれいな印象を受けます。日本は一つ一つはきれいですが、全体で見るとバラバラで統一感がありません。色彩の統一は非常に良いと思いますが、色彩の感じ方は人それぞれですし、マンセル値の明度や彩度など、専門的な知識が必要ですので難しいようにも思います。

(事務局)

現在土居のハローズ周辺は地区計画という計画区域内になっています。この区域内では建築物の外壁の色を規制しています。明度や彩度を通常の店舗の色より落としてもらっています。屋外広告物というわけではありませんが、市内でも実際そのように運用している事例もあります。

(委員)

金生川周辺という自然を活かした景観計画区域において、三島川之江インターチェンジ周辺のような広告物はどうかと思いますので、明度や彩度を下げた、自然に溶け込むような規定ができれば良いのではないかと

と思います。

(委員)

昼間に見る景色も大切ですが、夜間の照明のあり方についても考える必要があるのではないかと思います。見る人によって違うかもしれませんが、照明の関係で昼の景色と夜の景色も違ってくるので検討してみると良いのではないのでしょうか。

(事務局)

照明に関しても点滅するものや大きなディスプレイ等について規制をかけることは可能です。先ほどの地区計画区域内でも点滅などの照明に関しては行政指導ができるようにしています。

(委員)

規制となると個人の財産に規制をかけることになるので、そのためにはしっかりした根拠となる法令等がないといけないと思います。

(事務局)

今のところ事務局としては、景観計画区域内に別の規制を加えたいとは考えていますが、いきなり条例による強い規制ではなく、まずは行政指導で始めるのが良いのではないかと考えています。それが定着してくると条例化もあると思います。ただし行政指導するにもあいまいな基準ではいけないので、明確な数値基準を設ける必要があると思います。

(委員)

以前行われた住民意見交換会で、色にも配慮したものにしたという意見もあったし、先程委員も海外の街並みの事をおっしゃっていましたが、統一したテーマを持って、明確な意思を示さないと明度や彩度を落とすというだけでは、落ちた明度や彩度のものが氾濫してしまう可能性があるのでは、住民の意見を聞くなど研究の必要があるのではないのでしょうか。確かに統一はできれば良いと思いますが、委員の意見のように個人の所有物に規制をかけすぎてしまうのもどうかと思います。

(事務局)

観光地ではコンビニにしても通常とは違う外壁になっているところもあります。色や明るさに関しては幅広く意見を聞きながら、じっくり時間をかけていく必要があると思います。

(委員)

今後バイパスが延伸してきた場合、用途地域はどうなりますか。バイパスが整備されるとその沿線には商業施設が進出してることが予想されますが、景観計画との関係であまり強い規制だと出店を取り止めることも懸念されますので、その辺りの関係性も考慮しなくてはならないのではないのでしょうか。

(事務局)

今後バイパスの路線は向山古墳を避けるルートで決定されますが、正式に決定されればそれなりの用途地域を設定するようになります。確かに規制しすぎるとそういった事になるし、規制しなければ他と変わらないものになってしまいますので、バランスが難しいと思います。

(委員)

騒音に関する規制はありますか。

(事務局)

景観計画では騒音に関する規定はありません。騒音に関しては公害防

	<p>止など他の施策で規制していくようになります。</p> <p>(委員長)</p> <p>他にこの件についてご意見はありますか。</p> <p>ないようですので、今回は決議をするものではなく、今後事務局で立案していくための参考として、委員の皆様からのご意見をいただきました。ご協力ありがとうございました。</p>
4. その他	今後の景観審議会のスケジュールについて(事務局説明)
5. 閉会	建設部長あいさつ